

## 償却資産の例

### ◆業種別の償却資産の例

業 種	主 な 償 却 資 産
各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、照明設備、ネオンサイン、看板、外灯、机、イス、パソコン、コピー・ファクス機、金庫、キャビネット、ロッカー、エアコン など
小 売 業	陳列ケース、自動販売機、冷凍・冷蔵庫、レジスター など
飲 食 業	厨房設備、自動販売機、レジスター、カラオケ機器 など
理・美容業	理・美容器具、レジスター、サインポール など
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、脳波測定器、CT スキャンなど）、各種キャビネット など
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、ポータブル発電機、ポンプ など
自動車整備業	プレス、スチームクリーナー、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、溶接機 など
製 造 業	工場敷地内の舗装工事、外構工事、フェンス、製造用設備・機械 など
不動産（賃貸）業	舗装工事、フェンス、駐輪場設備、立体駐車場、車止め、白線工事 など
農 業	田植機、脱穀機、バインダー、コンバイン、乾燥機、粃すり機 など
漁 業	漁船、網、船外機、魚群探知機 など

## eLTAX (エルタックス) を利用した電子申告が始まりました



エルタックスとは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。  
市では、11月26日からこのサービスを開始しています。  
利用できる手続きは次のとおりです。

税 目	利用可能な手続き
個人住民税	特別徴収義務者に係る給与支払報告書、特別徴収に係る届出・申請
法人市民税	法人市民税の申告書(中間・確定・修正申告など)、設立届、異動届など
固定資産税(償却資産)	償却資産申告書・種類別明細書

※エルタックスは、「(社)地方税電子化協議会」が運営しています。

### 《利用手続きについての問い合わせ》

【エルタックスホームページ】 <http://www.eltax.jp/>  
 【エルタックスヘルプデスク】 電話番号 0570・081459 全国一律市内通話料金  
 IP電話等 045・759・3931 通常通話料金  
 受付時間 8:30~21:00(土日祝日、年末年始は除く)



皆さんは「申告」といえば何を思い浮かべますか？

所得税や消費税などの「確定申告」を思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。

もちろん、これらの税についても申告は必要ですが、このほかにも申告しなければならないものがあります。それは「固定資産税の償却資産」です。

固定資産税とは、毎年1月1日時点で、課税の対象になる土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の所在する市町村などに納める税金です。

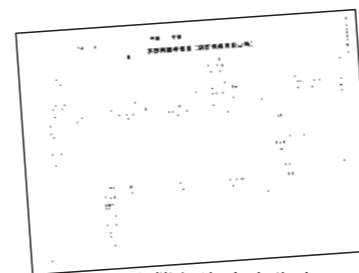
償却資産を申告しなければならない人は、それぞれの事業を行っている個人事業主および法人です。農業・漁業などの第一次産業、製造業・建設業などの第二次産業、卸業・小売業・サービス業などの第三次産業の業種を問わず、すべてに申告義務があります。

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用の資産(ただし、電話加入権・漁業権・特許権その他の無形減価償却資産は除く)で、減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、「損金」または「必要な経費」に算入されるものをいいます。

償却資産は不動産以外の事業用資産

償却資産の申告方法

毎年1月1日現在で、事業に利用している償却資産が申告の対象です。申告書は平成25年1月31日までに提出(郵送可能)してください。  
申告書の様式は、原則として市から郵送(12月上旬ごろ)したものを使用するようになりますが、パソコン処理などによる独自様式を使用している場合は、それで申告しても差し支えありません。  
なお、初めて申告する人は、市税務課資産税係に申告書の様式を請求してください。



▲償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

# 償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

すべての事業者のかたへ

市税務課資産税係  
(福岡庁舎)  
☎43・8118

相続登記がお済みでない人へ

固定資産税は、毎年1月1日時点で、課税の対象となる固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者(不動産登記簿が納税義務者になります)が、所有者が死亡されている場合、正式な相続などによる所有権移転登記が済むまでは、その固定資産を「現実に所有している人」が納税義務者になります。

「現実に所有している人」とは、死亡された人の相続人のことであり、各相続人は連帯して納税義務を負っていただくこととなります。この場合、納税通知書(納付書)などを受領する代表者を一人定めていただく必要がありますので、12月末までに相続登記をされない人は、平成25年1月31日までに「納税義務者及び相続人代表者届出書」を市税務課資産税係に提出してください。